

(別紙 1)

植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示案等について寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

- 1 意見・情報の募集の実施状況
実施期間：令和 5 年 5 月 31 日から令和 5 年 6 月 29 日まで
提出意見：1 通

2 御意見及びそれに対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示案の第四において、レモンについてはミナミアメリカミバエ等を追加しない理由は何か。	御意見をいただきありがとうございます。告示第四においては、植物検疫証明書への特記事項として、レモンの生果実については、チチュウカイミバエに侵されていないものである旨、レモン以外の対象となる生果実については、チチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエに侵されていないものである旨を規定することとしています。 レモンについては、病害虫リスク分析を行った結果、ミナミアメリカミバエの寄主植物とはならないとされており、植物防疫法施行規則において、本虫の対象植物から除外しています。このため、本告示においても、レモンをミナミアメリカミバエの対象とはしていません。